

第ニ六九。ニ號

アメリカ合衆國
國務省

關係各位

余は本書に添付せる文書が本省の保官に於ける一九四五
年七月二日、ドイツ海へヒストル社アメリカ合衆國政治顧問
兼信電文解譯文の眞實なる寫しなることを証
明する。

右證明として一九四七年（昭和廿年）八月一日
余、國務長官デヨーチ、シー、マーシャルはニロ
ンビア區ワシントン市に於て本省認證官をして
國務省印を押捺、余の姓名を記せしめた。

國務長官デヨーチ、シー、マーシャル

國務省認證官エム。ビー、デヨヴァイン作成

秘

受信電文解説文

一九四七年七月二日

英米國政府顧問
ドミニカ
駐在
ヘビスト

英 國務省

日附 一九四五年七月二日

D.W. # 2700-B

ニク緊急電報は一九四五年七月二日

トイン・ヘスト ~~ヘビスト~~ マーラー大使が

英世ら水たりのである。 二枚は一九四五

年六月二十九日附國務省電報子言及

一九三五年十二月二十五日、中共中央ノ政治局
ハ「現下ノ政治形勢ト黨ノ任務ニ關スル決議」ヲ
通過シ、抗日民族統一戦線ノ運動ニ對シテ益々力
癩ヲ入レルニ至ツタ。ソノ決議文ハ次ノ如クデア
ル。

一〇、中共中央政治局ノ現下ノ政治形勢ト黨ノ任務ニ
關スル決議（一九三五。一二。二五）

三、國防政府ト抗日聯合軍

反日反賣國賊的民族統一戦線ノ最モ一般的ナ最
モ優レタルモノハ國防政府ト抗日聯合會ノ組織テ
アル。ソヴェト制度ト土地革命ニハ不同意ダガ反
日叛賣國賊ニ同意スル分子ハ存在シテキル。

政治經濟ノ不一致ニヨツテ地方割據ノ状態ガ生ジ
テヨリ、中國ソヴェトト政權ハ今日中國ノ一部領
土ニ成功セルニ過ギズ、ソノ他漢奸賣國賊等ノ民
族反革命ハ專ラ日本帝國主義ノ援助ニヨリナサレ
テキル。コレ等ノ事實ニヨリ國防政府ト抗日聯合
軍ノ組織ハ可能デアルノミナラズ、最モ必要ナ事
デアル。

中國人民ノ反日反賣國賊方法ハ多樣デアル。抗
日參加分子ノ自覺程度モ亦同様テハナイ。共產黨

③
六月二十七日附及六月二十七日

附、聯合國派遣軍最高司令部

陸軍省 ^{軍務部長} 高級副官 家ノ電文ハ才一

エトリヤヨリ移送され最初の日本人

團ノ氏名を記載せられた。

二の最初の日本人團は七月一日から

のル・ア・グ・に到着した。彼等は

浮雲收容所へ送られその船は

下ノ收容された。五月十五日附

ル・ア・グ・に到着した。後子

五月二十七日附陸軍省 ^{軍務部長} 高級副官 家

聯合國派遣軍最高司令部 家

276

Ref Doc 980

ヲ起サシメタノデアアル。
故ニ「九・一八」事變ヨリ中共ノ「八・一宣言」
マデノ期間ヲ以ツテ、抗日民族統一戦線ノ萌芽時
期デアルト規定スルコトガデキル。

(以下次頁ニ續ク)

電文より確認されし 訓令による

のあった。

聯合國派遣軍最高

司令部からは 五月十五日附國務省

電報の趣旨がなかつた要否を待遇

に關して提字が 出され 聯合

國派遣軍最高司令部から派

遣されし日本の 同行人 同行し

た士官の 二以上の 提案を 実行する 旨を 強調

した。 にもかかわらず 日本人 官更は 待遇

に 二階級 録けい 扱いが 待遇は 階級

準す 合して 並列 的 的 かん かん かん

の 現地 軍方 局は 自由 裁量 と 示す

とし 然る 後 と して 二の 日本人 團は

- 1、抗日救國、失地收復
- 2、中國ニ於ケル日本帝國主義ノ全財産ヲ沒收シ抗日經費ニ充當スル。
- 3、一切ノ賣國賊漢奸ノ土地財産ヲ沒收シ工農ノ難民ニ分與スル。
- 4、救災、治水、民生ノ安定
- 5、一切ノ苛捐雜稅ヲ廢除シ工、農、商業ヲ發展セシム。
- 6、給料手當ヲ増シ工人、士兵、教職員ノ生活ヲ改善スル。
- 7、教育ヲ盛ニシ失學兒童ヲ救済スル。
- 8、民權ヲ實現シ一切ノ政治犯ヲ釋放ス。

9、生産技術ヲ向上シ失業セル知識分子ヲ救済ス。
10、朝鮮、臺灣、日本國內ノ工農並ニ一切ノ反日勢力ヲ糾合シテ鞏固ナル聯盟ヲ結成スル。中國ノ民族運動ニ對シテ同情贊助ヲ表示シ、善意ノ中立ヲ守ル民族或ハ國家トハ親密ナル係ヲ作ル。

共産黨ハ抗日鬪爭過程ニ於テコレ等ノ綱領ヲ行フシ、且ツコノ綱領ヲ進ジテ黨ノ實現ヲ期セネバラス。

本日ルアーグンの貨物から快速車
おすん子移すれ、また三車に對しては兵站

司令官の積極的の援助が示すれ。

以上が上記日本人團の米國への搬送

の事情がある。現在もこのとへる水

七洲令の従軍兵站部は、通常の停

留の取扱ひとして、
~~雷力~~ ~~下~~ ~~あり~~ ~~なり~~ ~~し~~ ~~記~~ ~~日~~ ~~本~~ ~~人~~ ~~團~~ ~~を~~

~~リノ~~ ~~テ~~ ~~イ~~ ~~形~~ ~~船~~ ~~船~~ ~~船~~ ~~に~~ ~~上~~ ~~船~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~米~~ ~~國~~

と移送する以外の方策がなされてゐる。

聯合國海邊軍最高司令部および

兵站部は國務省が連加の陸軍

中國共產黨トソヴェート政府ハ會ツテ下記

ノ國防政府施設綱領ヲ發表シタ。

一 抗日救國、失地恢復

二 救済治水、安定民生

三 日本帝國主義ノ在華一切ノ財産一切ヲ沒收シ、抗日經費ヲ充當ス。

四 漢奸賣國奴ノ財産、糧食、土地ヲ沒收シ、

貧苦ノ同胞及抗日戰士ニ支給ス。

五 苛捐雜稅ヲ廢除シ、財政、金融ヲ整理シ、

工場商業ヲ發展セシム。

六 給料、手當ヲ増加シ、工農軍學各界ノ生活ヲ改良ス。

七 民主自由ヲ實現シ、一切ノ政治犯ヲ釋放ス。

八 免費教育ヲ實行シ、一切ノ失業、失學青年ヲ救済ス。

九 中國境内各民族ノ一律平等政策ヲ實行シ、國內外ニ於ケル同胞ノ生命財産、居住營業ノ自由ヲ保障ス。

一〇 一切ノ反帝民衆（日本國內ノ勤勞大衆、朝鮮、臺灣民族）ト聯合シテ友軍トナシ、中國ノ民族解放運動ニ同情スル各民族ト國家ト聯合シ、中國民衆ノ反日解放闘争ニ好意

者と接衝のうへに記日本人用と

米國子輸送を準備せしめたる

ことを希望し、この際七、八飛行

特別に輸送機を一台使用すること。

機あり、~~金部を~~送る事

の客室割当

未だ七、八の客船便を利用する事

は、この必要を優先的に認可

が陸軍者より賦与されることか

中、

日本側官吏の既部は、さきより速

か、ル、ア、一、ダ、ン、の、輸、送、は、な、り、

兵站部側の、い、と、こ、ろ、に、お、き、

る、小、手、亦、別、社、を、彼、等、の、お、め、に、割、合、に

Def Day 180

的中立ヲ標榜スル各民族ト國家友誼關係ヲ
結ブ。

一九三六年六月一日全國各界救國聯合軍が成
立シ、同成立大會ニ於イテ「抗日救國ノ初步的
政治綱領」が通過サレタ。ソノ内容ハ次ノ如ク
デアアル。

一三、抗日救國ノ初步的的政治綱領（一九三六・六・一）

一 基本組織

民族革命中ノ對外抗爭ニ關シ、過去ニ於イテ
ハ普遍的反帝ヲ主張スルモノモアリ、又先ヅ單
獨ニ反英ヲナスベシト主張スルモノモアリ、又
先ヅ單獨ニ反日スベシト主張スルモノモアツタ
ダガシカシ現在ニ於イテハ一切ノ異レル意見ハ
スベテ、「反日第一」ノ原則ノ下ニ統一セラレ
ルニ至ツタ。反日ノ手段ニ關シ過去ニ於イテハ
戰爭ハ避ケルベキデアルトイフモノモアリ、戰
爭ハ必然デアルト認メタモノモアツタガ、シカ
シ現在デハ一切ノ不同意見ハスベテ「反日戰爭
ハ不可避デアル」トイフ原則ノ下ニ統一セラレ
テ來タノデアアル。

二 共同ノ敵人

救國戦線ノ共同ノ敵人ハ、日本帝國主義ト莫好
デアアル。

① 2月20日 東京より
4月10日 東京より 〇ニヨリある。
佳片設

備は負事にはあるが、相当快速

ありたいところありう。ニヨリ事には討す。

國務省の議令を仰ぎたい!

〇一ノノ

秘

解説者 十ノ一

三、政治制度

大會ハ、民主制度ノ確立ハ各黨各派ノ徹底的合
作ノ基本條件デアルト認メル。結社、集會、言論、
出版ノ自由ハ聯合戦線ノ基モ護步セザル要求デア
ル。我等ハ民衆組織ヲ指導スルトノ名義ヲモツテ
民衆組織ヲ消滅シ、衆論ヲ統制スルトノ名義ヲモ
ツテ衆論ヲ消滅スルコトニ對シ斷乎トシテ反對ス
ル。

四、外交

我等ハ民族外交ノ力量ヲ積極的ニ運用シ、全世
界ノ反日、反敵的人戦勢力ヲ聯合セネバナラヌ。
救國戦線ノ力量ヲ發展セシメルト共ニ抗敵戦争ノ
勝利ノ把握ヲ確實タラシメネバナラヌ。

五、教育

大會ハ現在ノ死毒ヲ讀ム工具教育ト、古書ヲ讀
ム麻痺教育トハ罪惡デアルト認メル。我等ハ速カ
ニ多量ノ青年戦士ガ救國工作ヲ指導シ、救國任務
ヲ擔任スルコトヲ必要トシテキル。一故ニ我等ハ
救國意義ニ於ケル以外ハイサ、カデモ青年ノ智力
ヲ浪費スルコトハ出來ヌ。青年ノ救國感情ヲ消滅
スルコトハ出來ヌ。